

I 指定有害動植物等の総合防除の実施に関する基本的な事項

1 趣旨

(1) 有害動植物の防除の重要性

植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項及び第 3 項に定める有害動物又は有害植物（以下「有害動植物」という。）の防除は、安定的な農業生産の実現に不可欠であり、施肥等と同様、営農活動の基本である。農業者は防除の実施主体として、道や農業者の組織する団体（以下「農業者団体」という。）等から提供される防除に関する情報等を活用しつつ、自らの経営判断の下で防除を実施している。

一方、有害動植物の防除は、自ら栽培する農作物への損害の発生を抑えるだけでなく、周辺ほ場への有害動植物のまん延及び農作物への損害の波及を抑え、地域の農業生産の安定や持続的な発展を支え、本道における食料の安定供給の確保を図るものとして極めて重要である。

(2) 気候変動を背景とした有害動植物のまん延リスクの高まり

近年、温暖化等による気候変動を背景として、有害動植物の発生量の増加、分布域の拡大、発生時期の早期化及び終息時期の遅延が報告される等、有害動植物のまん延リスクが高まっており、農業生産の現場への影響が懸念されている。

環境省が令和 2 年 12 月に公表した「気候変動影響評価報告書」においても、気候変動は、農作物の生育や栽培適地の変化、病虫害・雑草の発生量や分布域の拡大等に影響を及ぼし、このことにより、農作物の収量・品質に影響が及び、かつ化学農薬をはじめとする様々な防除手段を講じる必要があることから、直接的・間接的に農家の収入低下等の経済的損失につながる可能性があり、社会・経済の観点から特に重大な影響が認められると評価され、防除対策等の緊急性は高いと評価されている。

(3) 化学農薬に過度に依存した防除による影響

また、化学農薬に過度に依存した防除により薬剤抵抗性の発達した有害動植物が発生及びまん延し、そのために従来の防除体系では農作物への損害の発生を抑えることが困難となっている事例が報告されている。さらに、国際的にも化学農薬の使用量低減等による環境負荷の低減への対応が課題となっている。

(4) 国による「みどりの食料システム戦略」の策定

国は、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現させるため、中長期的な観点から戦略的に取り組む政策方針として「みどりの食料システム戦略」（令和 3 年 5 月公表。以下「みどり戦略」という。）を策定し、スマート防除技術体系の活用や、リスクの高い化学農薬からリスクのより低い化学農薬への転換を段階的に進めつつ、化学農薬のみに依存しない総合的な病虫害管理体系の確立・普及等を図ることに加え、従来の化学農薬に代わる新規農薬等の開発により、「2050 年までに、化学農薬使用量（リスク換算）の 50%低減を目指す。」等の目標を掲げた。

(5) 総合防除の推進の意義

こうした状況の変化や政策に的確に対応し、引き続き有害動植物のまん延防止及び農作物への損害の発生を軽減していくためには、有害動植物の発生に対して化学農薬による防除措置を行うだけでなく、土壌診断に基づく施肥管理、健全な種苗の使用、農作物の残さの除去をはじめとする有害動植物が発生しにくい生産条件の整備により、有害動植物の発生そのものを予防することに重きを置き、気象や農作物の生育状況等を踏まえて有害動植物の発生を予測し、その発生状況に応じて必要な防除措置を講じる「総合防除」を有害動植物の防除の基本として、広く農業者に対して総合防除を普及・推進する必要がある。

(6) 国による指定有害動植物の総合防除の推進

特に、指定有害動植物（法第 22 条第 1 項に規定する指定有害動植物をいう。以下同じ。）は、国内における分布が局地的でなく、又は局地的でなくなるおそれがあり、かつ、急激にまん延して農作物に重大な損害を与える傾向があるため、その防除につき特別の対策を要する有害動植物として農林水産大臣が指定するものであることから、特にその総合防除を推進する必要がある。

(7) 本道における指定有害動植物の総合防除の推進

このため、道は、国が示す指定有害動植物の総合防除を推進するための基本的な指針（総合防除基本指針、令和 4 年 11 月 15 日農林水産省告示第 1862 号。以下「基本指針」という。）に即し、かつ、地域の実情に応じて、次のとおり法第 22 条の 3 第 1 項に基づく指定有害動植物の総合防除の実施に関する計画を定め、農業者団体等の関係機関と一体となって、その総合防除の推進を図る。このことは、本道の農業生産の安定及び農業の持続性の確保に資するものである。

(8) 総合防除の推進に係る SDG s のゴール

道では、平成 30 年（2018 年）12 月、SDG s のゴール等に照らした、本道の直面する課題、独自の価値や強みを踏まえた「めざす姿」などを示した「北海道 SDG s 推進ビジョン」を策定し、当該ビジョンに沿って、多様な主体と連携・協働しながら、北海道全体で SDG s の推進を図ることとしている。

指定有害動植物の総合防除の実施に関する計画は、「持続可能な開発目標（SDG s）」の主に以下のゴールの達成に資するものである。

- ・ゴール 2（飢餓をゼロに）
- ・ゴール 8（働きがいも経済成長も）
- ・ゴール 12（つくる責任つかう責任）
- ・ゴール 13（気候変動に具体的な対策を）
- ・ゴール 15（陸の豊かさを守ろう）

Sustainable Development Goals

『 持続可能な開発目標 』

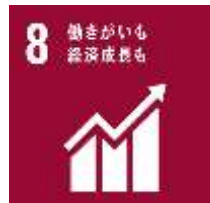
世界が抱える問題を解決し、持続可能な社会を作るために、平成27年(2015年)に国連で世界各国が合意して採択された17の目標と169のターゲットです。



《総合防除の推進に関連するSDGsのゴール》



飢餓をゼロに
飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する



働きがいも経済成長も
包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する



つくる責任 つかう責任
持続可能な生産消費形態を確保する



気候変動に具体的な対策を
気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



陸の豊かさも守ろう
陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する

(9) 計画期間

農林水産大臣は、最新の科学的知見並びに指定有害動植物の我が国における発生の状況及び動向を踏まえ、少なくとも5年ごとに基本指針に再検討を加え、必要があるとき認めるときは変更するとしていることから、本計画は、国の見直しを踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととする。